

## しまね就職活動応援助成金交付要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）が島根県内での就職を希望する大学生等の就職活動等に要する経費に対し予算の範囲内において本助成金を交付することで、大学生等の島根県内就職を促進し、島根県内企業の人材確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

(1) 大学生等

島根県内外の大学（大学に置く大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校及び専修学校等の学生で財団が推進しているしまね学生登録に登録しているものをいう。

(2) 県内企業

島根県内に就業場所となる事業所等を開設している、若しくは当該事業所を開設する見込みのある企業（県外に本社を置く企業を含む。）をいう。

(3) 事業所等

本社、支社、営業所、工場など、事業活動が行われている場所をいう。

(4) 県内目的地

事業所等の島根県内所在地又は第6号に規定する就職活動等の場所をいう。

(5) 経由地

居住地から県内目的地に移動をする際に経由する宿泊先又は自宅をいう。

(6) 就職活動等

卒業前年度の10月1日以降に、県内企業が大学生等を採用するために島根県内で実施する説明会（他の団体が主催する合同企業説明会において当該企業が説明をする場合を含む。）、面接、適性試験、筆記試験、企業見学等に参加することをいう。

### (助成対象者)

第3条 大学生等であって、島根県内での就職活動等のために、居住地から県内目的地の間を移動する者とする。

### (助成対象要件)

第4条 この助成金の対象となる要件（以下「助成対象要件」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

### (交付基準)

第5条 この助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表2に掲げるとおりとする。

2 この助成金の交付額は、助成対象経費に別表2に掲げる補助率を乗じて得た額又は助成限度額のいずれか低い額とする。

### (交付申請)

第6条 原則として、事前に財団ジョブカフェしまねサイトの専用フォームから必要な情報を入力することとする。

2 交付申請書は、様式第1号に掲げるとおりとし、就職活動等を行った日から起算して30日を経過した日又は就職活動を行った日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日（当該日が

土、日又は祝日の場合は直前の営業日)までに財団に提出しなければならない。

#### (交付決定)

第7条 財団は、前条に規定する助成金の交付申請が適当であると認めるときは、支払通知書(様式第2号)又は助成非該当書(様式第3号)により、助成金の交付決定の内容及び交付すべき助成金の額を当該申請者に通知する。なお、助成金の交付を決定した場合は、助成金交付申請書の受理日から30日以内に助成金を交付することとする。

#### (助成金の返還)

第8条 財団は、助成金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1)この要綱の規定に違反したとき

(2)不正又は虚偽の申請により、助成金の交付決定を受けたとき

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は財団が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月1日から施行し、令和3年3月1日から適用する。ただし、施行期日の属する年度における第2条第6号及び別表1の規定の適用は、「10月1日」とあるのは「3月1日」と読み替えるものとする。

(しまねUIターン就職活動応援助成金交付要綱の廃止)

2 しまねUIターン就職活動応援助成金交付要綱(平成31年4月19日施行)は、令和3年2月28日に廃止する。

(経過措置)

3 附則第2項の規定による同要綱の廃止の際、現に同要綱の規定により助成対象となっている就職活動等に対する助成金の取扱いは改正前の要綱の規定によるものとする。

別表1 助成対象要件（第4条関係）

要件	<p>大学生等が島根県内での就職活動等のために、居住地から県内目的地の間を移動する場合とする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外とする。</p> <p>① 居住地から県内目的地までの片道交通費が3,000円未満（税込）の場合。</p> <p>② 公務員試験（国、県、市町村）を受験する場合（行政機関ガイダンス等への参加を含む。）。ただし、財団が仲介をしているしまね1 Day仕事体験における企業見学は除く。</p>
対象期間	卒業前年度の10月1日から卒業年度の9月末日まで

別表2 助成対象経費及び補助率等（第5条関係）

助成対象経費	<p>大学生等が、島根県内での就職活動等のために、居住地から県内目的地等（経由地を含む。）の間を移動する際にかかる交通費及び宿泊費（宿泊費については上限を税込9,800円/日で10泊11日とする。）</p> <p>なお、交通費は、公共交通機関（タクシーを除く）を利用した場合に限るものとし、自家用車やレンタカーでの移動経費（高速料金やガソリン代等）は対象外とする。</p>
補助率	1/2（ただし、100円未満切り捨て）
助成限度額	1人につき、対象期間内30,000円（宿泊費は10泊11日が上限）

※就職活動等により県内企業から交通費及び宿泊費（以下「交通費等」という。）の一部について支給を受けた場合にあつては、当該金額を除いた自己負担分について助成対象とする。ただし、自己負担額が交通費等の1/2を上回る場合は、交通費等の1/2を助成対象とする。国、県、市町村その他公的機関等から同主旨の助成金の交付を別途受けている場合も同様とする。

※移動と宿泊が一体となっている旅行商品の購入費（原則として交通費と宿泊費の区分ができる場合）についても対象とする。

※居住地から県内目的地までの往復にかかる経費を対象とするが、往路のみ又は復路のみの申請も可能とする。

## しまね就職活動応援助成金 交付申請書

公益財団法人ふるさと島根定住財団理事長 様

(申請者) 住所：〒 \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印

## 1 申請者情報

大学等名称		学部・学科名		学年	年
電話番号		メールアドレス		@	
*次の項目に○を付けてください。 しまねの就職情報をタイムリーにお届けする「しまね学生登録」に ①登録済 or ②未登録(分からない) ※②を選んだ方は、ふるさと島根定住財団で登録します					

## 2 助成申請

(1) 申請内容 ( 往復分 ・ 往路のみ ・ 復路のみ ) 該当箇所○印

交通費	日付	公共交通機関	出発地(駅名など)	到着地(駅名など)	金額
	月 日				円
	月 日				円
	月 日				円
	月 日				円
	月 日				円
	月 日				円
交通費計【片道3,000円以上(税込)の場合申請可能】→					円
宿泊費	日付	宿泊施設所在地 (市町村名)	宿泊施設名		金額
	月 日から 月 日まで				円
	月 日から 月 日まで				円
	宿泊費計【1泊9,800円以上(税込)の場合9,800円×泊数分。 (上限は10泊11日とする)】→				
① 交通費・宿泊費の合計金額					円
② 交通費・宿泊費の支給額(※1) (各自治体からの助成金額、または企業等から交通費等が支給された場合その額)					円
③ ①-②(自己負担額)					円
④ ①×1/2					円
⑤ 交付申請額(③と④を比較して低い方)					円 (100円未切捨)

\* 記載しきれない場合、別紙添付でも可

(※1) 2 ページ目【訪問先企業証明欄】の「交通費等の支給\*」欄の金額、または自治体からの助成金支払通知書の金額と同額。

(2) 振込先（申請者本人の口座のみ有効）※必ず通帳又はカードの写しを添付してください

振込先 金融機関	金融機関名		本支店名	
	預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
	(ふりがな) 口座名義人			

3 訪問先企業

企業名 (合同企業説明会の場合は名称)	
企業所在地（市町村名）	
採用試験等の実施地（市町村名） (島根県内での実施に限る。)	

【訪問先企業証明欄】 ※本欄は訪問先企業担当者に記載をお願いしてください。(証明は別紙でも可)

訪問先企業 担当者 様

平素は格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、島根県・公益財団法人ふるさと島根定住財団では、大学生等が就職活動等のため県内企業を訪問する際の交通費等を支援する「しまね就職活動応援助成金」制度を運用しています。

つきましては、大学生等の就職活動等への参加について証明するため、申請者が貴社へ本書を持参した場合、下記事項について御記入いただきますようお願いいたします。

なお、記載事項につきましては、事実確認のため当財団より連絡をさせていただく場合がありますので、御承知おさください。

記

訪問日付	年 月 日
訪問の目的	ア 説明会    イ 採用試験（面接、試験等）    ウ 企業見学
交通費等の支給*	ア 有（                  円）    イ 無

申請者については、上記のとおり当社を訪問したことを証明します。

(証明者)

企業名： \_\_\_\_\_

部署名： \_\_\_\_\_

職・氏名： \_\_\_\_\_ (印)

電話番号： \_\_\_\_\_

4 添付書類（貼付）

- ・助成金振込口座通帳（表紙）又はカードのコピー
- ・交通費等を支払ったことを証明する書類（領収書等の原本またはオンライン決済のコピー）

(証明書類の例)

- ・交通費及び宿泊費に係る領収書（宛名は申請者名義）
- ・クレジットカードの明細（申請者のものと判断できるもの）
- ・ICカードの利用明細
- ・切符（金額の印字があるもの）
- ・その他、移動（宿泊）に要した金額と移動経路（宿泊先）が分かるもの
- ・移動と宿泊がセットになっている旅行商品の場合は、原則として交通費と宿泊費の区分がわかるもの

宛名、日付、金額が記入されているか、必ず確認してください

※領収書等の原本を提出することが難しい場合は写しでも可